

船橋市
障害者等移動支援事業の
ガイドライン

令和7年4月
船橋市福祉サービス部障害福祉課

目次

1 船橋市移動支援事業について	- 5 -
1.1 移動介護	- 5 -
1.2 通学通所支援	- 5 -
1.3 障害福祉サービス・介護保険等との関係	- 5 -
2 対象者	- 5 -
2.1 移動介護・通学通所共通	- 5 -
2.1.1 身体障害者手帳所持の障害者・児	- 5 -
2.1.2 知的障害者・児	- 5 -
2.1.3 ●精神障害者・児	- 6 -
2.1.4 ●発達障害者・児	- 6 -
2.1.5 ●難病患者等(視覚障害者または全身性障害者に準ずる)	- 6 -
2.2 通学・通所	- 6 -
2.2.1 保護者の疾病等の社会的理由により、他の送迎手段や付き添いが得られない	- 6 -
2.2.2 以下の対象施設に通学・通所する障害者・児	- 6 -
3 サービス形態	- 7 -
3.1 個別支援型	- 7 -
3.2 グループ支援型	- 7 -
4 移動方法	- 7 -
4.1 福祉有償運送	- 8 -
4.2 一般乗用旅客自動車運送事業	- 8 -
4.3 上記以外の車両送迎	- 9 -
5 移動支援のサービスの適用範囲	- 10 -
5.1 移動介護の対象となる外出の種類	- 10 -
5.2 通学通所支援の対象となる外出の種類	- 10 -
6 移動支援のサービスの付随業務	- 11 -
7 対象とならないサービス内容	- 11 -
8 支給量	- 12 -
9 注意事項	- 12 -

9.1	2人の支援員(ヘルパー)による支援	- 12 -
9.2	最低利用時間	- 12 -
10	利用者負担額	- 13 -
11	サービス提供記録の作成・保存等	- 13 -
12	Q&A	- 14 -
12.1	移動支援とはどのようなサービスですか。	- 14 -
12.2	どのような方法で利用ができますか。	- 14 -
12.3	通学通所支援の対象となる外出の種類に規定されている「特別支援学校への通学(登校及び下校)」、「特別支援学級への通学」に準ずる通学とはどのような事例がありますか。	- 14 -
12.4	移動支援の対象とならないものの一つとして「社会通念上公費で賄うことが適当ではないと認められるもの」がありますが、例えばどのようなものが認められませんか。	- 14 -
12.5	移動支援利用中に受けられる支援はありますか。	- 14 -
12.6	利用できる時間は何時間ですか。	- 14 -
12.7	長期の利用とはどのくらいの期間を指しますか。	- 15 -
12.8	利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限がかかりますか。また、障害福祉サービスの重度訪問介護・同行援護・行動援護(以下「障害福祉サービス」という)や介護保険制度との関係性はどのようになりますか。	- 15 -
12.9	事業所→病院(定期)→自宅、という利用は認められますか。	- 15 -
12.10	事業所→病院(緊急)→自宅、という利用は認められますか。	- 15 -
12.11	移動支援で一時的な通学通所支援(通学通所の一時利用)の利用が認められているが、一時利用とはどれくらいの期間ですか。	- 15 -
12.12	病院内での利用は認められますか。	- 16 -
12.13	障害福祉サービスの支給量を使い切ってしまった場合は利用できますか。	- 16 -
12.14	習い事・稽古先への送迎利用はできますか。	- 16 -
12.15	通学通所支援の支給決定がない利用者が、例えば通所施設の帰りにスーパーに寄るなどの余暇活動をしてから自宅に帰りたいとの希望があった場合は利用できますか。	- 16 -
12.16	日中一時支援事業所から外に出て移動支援の余暇活動を利用し、もう一度日中一時支援事業所に戻ってもいいですか。	- 16 -
12.17	通学通所支援を受給するための条件はありますか。	- 16 -
12.18	学校内での移動や修学旅行または通級指導教室に通うための利用はできますか。	- 16 -
12.19	保育園・幼稚園への送迎利用はできますか。	- 17 -
12.20	保育園などの通学通所の対象外である施設から、児童発達支援センターなどの通学通所の対象施設に往復で利用する場合、通学通所の支援はうけられますか。	- 18 -

- 12.21 車両による移動支援を行えますか。 - 19 -
- 12.22 ヘルパーが自ら運転する車両で支援する場合、運転中の時間は算定できますか。 - 19 -
- 12.23 家族、友人、ボランティア等の車にヘルパーが同乗して支援を行うことはできますか。 - 19 -
- 12.24 国内旅行や国内研修は移動支援の対象となりますか。 - 19 -
- 12.25 海外旅行や海外研修は移動支援の対象となりますか。 - 20 -
- 12.26 余暇活動としてプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することは
できますか。 - 20 -
- 12.27 犬(ペット)の散歩は移動支援に含まれますか。 - 20 -
- 12.28 日中一時支援の送迎車両に、移動支援のヘルパーを同乗させた場合、移動支援として利
用できますか。 - 21 -
- 12.29 移動支援の通所を利用していたが、300時間を超えそうなので、年度途中から送迎加算
に切り替えて請求することは可能ですか。(当初送迎加算で請求していたが、年度途中で移動支援
に切り替える場合も含む) - 21 -
- 13 事業費の返還について - 21 -

1 船橋市移動支援事業について

屋外での移動が困難な障害者・児が、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給するものです。なお、移動支援事業は下記の2つに分類されます。

1.1 移動介護

主に社会活動上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に利用することができます。

1.2 通学通所支援

特別支援学校等に通学する際や障害者施設に通所する際などに利用することができます。

1.3 障害福祉サービス・介護保険等との関係

障害福祉サービス（行動援護・同行援護 等）、介護保険等の法定サービスを利用できる利用者の方はこれらが優先になります。

法定サービスを利用している方は、法定サービスでは認められない外出支援や支給量不足、法定サービスの事業所が見つからない場合に限り、移動支援を利用することができます。

2 対象者

2.1 移動介護・通学通所共通

2.1.1 身体障害者手帳所持の障害者・児

身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当している方

- 視力障害のある人
- 全身性障害のある人（障害程度等級表の肢体不自由の程度が1級に該当する障害者等であって、両上下肢の機能の障害を有するまたはこれに準ずる）

2.1.2 知的障害者・児

次のいずれかに該当している方

- 療育手帳所持

●知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けた方

2.1.3 ●精神障害者・児

次のいずれかに該当している方

●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方

2.1.4 ●発達障害者・児

●国際疾病分類第10版（ICD-10）のF分類またはG40分類に該当すると診断された方

2.1.5 ●難病患者等（視覚障害者または全身性障害者に準ずる）

2.2 通学・通所

移動支援のうち通学通所支援をご希望の方は上記に加え、以下のすべてを満たす必要があります。

2.2.1 保護者の疾病等の社会的理由により、他の送迎手段や付き添いが得られない

※社会的理由とは

- 保護者の疾病（入院・通院）、出産、就労、被災、出張、転勤、看護、兄弟姉妹が修学するまでの育児、保護者自身の障害または高齢に伴う身体機能の低下
- 保護者等一人では対応できない場合（対象者の行動障害が顕著である等。ただし、ヘルパー1人＋保護者等を原則とします）

2.2.2 以下の対象施設に通学・通所する障害者・児

1	学区外の特別支援学級（知的障害学級又は自閉症若しくは情緒障害学級に限る。）	8	自立訓練（機能訓練）
2	特別支援学校	9	日中一時支援
3	短期入所	10	地域活動支援センター
4	生活介護	11	福祉作業所
5	就労移行支援	12	放課後等デイサービス

6	就労継続支援 B 型	1 3	児童発達支援事業所
7	自立訓練（生活訓練）	1 4	児童発達支援センター

3 サービス形態

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

3.1 個別支援型

1 人の障害者・児に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。ただし、以下の場合にはヘルパー 2 人での支援を行える場合もあります。

- （１）利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- （２）利用者の暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合
- （３）その他上記 2 つに掲げる場合に準ずる場合

3.2 グループ支援型

複数の障害者・児に対して、ヘルパーが同時支援を行います。なお、目的地は同一であり、同一の目的であることが条件です。

※ ただし、ヘルパー 1 人につき、利用者は最大 3 人までです。

- （例）○ 利用者 3 人に対しヘルパー 1 人に対応
- × 利用者 7 人に対しヘルパー 2 人に対応（この場合ヘルパーは 3 人必要）

4 移動方法

徒歩または公共交通機関での移動が基本となりますが、車両送迎については、以下のとおりです。なお、車両送迎を検討している事業所の皆様は道路運送法上の認可につきましてはお近くの運輸局にお問い合わせください。

また、利用者の方は、車両送迎を利用する場合、別途、運賃等実費が発生することがあり、こちらは移動支援の対象とはならず、全額実費となりますので、ご注意ください。

4.1 福祉有償運送

福祉有償運送の許可を得ている法人であり、運転手とは別にヘルパーが同乗している場合は可能です（ヘルパーは体位保持や安全確保のための支援等を行っていることが条件で、ただの付き添いは対象外です）。また、福祉有償運送の許可を得た法人が当該事業を利用した上で、移動支援を行った場合、運送の対価として福祉有償運送の費用を得ることは可能ですが、運送の対価以外を福祉有償運送で得ているのであれば、移動支援での請求は行えません。

さらに、乗車しているヘルパーが1人の場合、乗車できる利用者は個別支援型の場合は1人、グループ支援型の場合は3人までです。また、グループ支援型の場合、目的地及び利用目的は同一でなければなりませんので、十分ご注意ください。

輸送費（運送の対価）	福祉有償運送で請求可能
ヘルパーの支援費等を福祉有償運送で請求している場合	移動支援での請求は <u>できません</u>
ヘルパーの支援費等を福祉有償運送で請求していない場合	移動支援での請求は <u>できます</u>

4.2 一般乗用旅客自動車運送事業

当該事業の許可を得ており、当該事業の規定に則った上で、運転手とは別にヘルパーが同乗している場合は可能です（ヘルパーは体位保持や安全確保のための支援等を行っていることが条件で、ただの付き添いは対象外です）。この場合、ヘルパーの介護部分に係る費用以外の保険やガソリン代等は移動支援のサービスには含まれず、請求の対象です。

さらに、乗車しているヘルパーが1人の場合、乗車できる利用者は個別支援型の場合は1人、グループ支援型の場合は3人までです。また、グループ支援型の場合、目的地及び利用目的は同一でなければなりませんので、十分ご注意ください。

4.3 上記以外の車両送迎

送迎だけでなく、付随する業務が発生する場合は、令和6年3月1日付国自旅第359号にて物流・自動車局旅客課長から通知のありました『道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて』にて、一般乗用旅客自動車運送事業の登録をせずに移動支援を行えることになりましたが、その場合、必ず運輸局に確認してください。この場合も注意事項は上記2つの車両送迎と同様です。

なお、通学通所支援については、学校や事業所等への送迎が主であり、付随のサービスが当初より想定が難しいため、車両送迎の対象外となります。

【参考（同ガイドラインを一部抜粋）】

③ 生活支援サービスなどとの一体運送

・通院や買物等に同行する支援、子供の送り届けなどが含まれる「子供の見守り支援」など、提供するサービスに人の運送が付随で行われるものについては、当該サービス自体が有料であったとしても、当該運送に特定した反対給付がない限り、許可又は登録は不要である。なお、生活支援サービスと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合には、許可又は登録を要する。

5 移動支援のサービスの適用範囲

5.1 移動介護の対象となる外出の種類

移動支援の目的は障害者・児の外出を支援することですが、すべての外出が対象となるわけではありません。移動介護は「社会生活上必要不可欠な外出」と「余暇活動等の社会参加のための外出」に利用できる範囲が限定されています。

なお、下表に記載のない事項に関しては、サービスの適用範囲外となりますので、ご利用の際はご注意ください。

①社会生活上必要不可欠な外出	ア 家族の学校行事（入学式、卒業式、保護者懇談会、運動会、PTA活動等）
	イ 金融機関、官公庁等への訪問
	ウ 日常生活上必要な買い物（商店、スーパー等）
	エ 理容、美容等のための外出（理容院、美容院等）
	オ その他アからエまでに準ずる外出
②社会参加のための外出	ア 就職又は就学のための活動
	イ 冠婚葬祭
	ウ 余暇活動、スポーツ活動又は文化活動（公園、イベント参加、映画館、美術館、各種講座、各種行事、研修会、ショッピング等）
	エ 初詣、墓参り等社会的慣習
	オ ボランティア活動
	カ その他アからオまでに準ずる外出

5.2 通学通所支援の対象となる外出の種類

移動支援は本来、長期かつ継続的な外出の支援については、認められていませんが、船橋市独自の施策として、通学通所については、移動支援の対象としています。

①通学	ア 特別支援学校への通学（登校及び下校）
	イ 特別支援学級への通学
	ウ その他ア及びイに準ずる通学
②通所	ア 日中活動系サービス事業所への通所（生活介護、自立訓練（機能訓練又は生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型又は地域活動支援センター）
	イ 放課後等デイサービス事業所への通所
	ウ 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所への通所

	エ 障害者等日中一時支援事業所への通所
	オ その他アからエまでに準ずる通所

6 移動支援のサービスの付随業務

移動支援は利用者が外出（移動）する際にヘルパーが介助をするサービスですが、以下のものについても移動支援中であれば付随する業務として認められます。

項目	内容
情報の伝達	【身体障害者・児】メモ、聞き取り、伝言、代筆等を行う。
	【知的障害者・児、精神障害者・児】行き先の指示、案内等を行う。
	その他必要に応じて情報伝達行為を行う。
代行行為	金銭の授受及び権利義務に関する事実行為を本人の指示とおりに代行する。ただし、その際には、第三者のいるところで本人の確認を受けて行うこととする。
	その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。
身体介助	食事、着脱衣、排泄等の身体介助を必要な場合に行う。
行動障害介助	突発的な飛び出しなどの行動障害に対する支援を必要な場合に行う。

7 対象とならないサービス内容

- ア. 通勤及び営業活動などの経済活動を目的とした外出
 - イ. 学校内における教育活動又はこれに準ずるものを目的とした外出(※1)
 - ウ. 定期的な通院(※2)または病院内での支援(※3)
 - エ. 通年かつ継続的な外出(通学通所を除く)
 - オ. 社会通念上公費で賄うことが適当ではないと認められるもの
- ※1 校外学習や修学旅行も含みます。
- ※2 季節的な風邪など突発的な病気や怪我で通院する場合は、この限りではありません。
- ※3 病院従事者が介助を行えない場合は、この限りではありません。

8 支給量

300 時間／年度

※年度の途中における支給決定については、25 時間に当該年度の残りの月数(当該支給決定の支給期間の初めの月分を含む。)を乗じて得た数

9 注意事項

9.1 2人の支援員(ヘルパー)による支援

利用者の身体的理由などにより 1 人のヘルパーによる介護が困難と市が認めた場合、2 人のヘルパーによる支援が可能です。以下の要件に該当すると思われる場合は、事前に市へご相談ください。なお、2 人のヘルパーによる支援の場合、費用は 2 倍となります。

【要件】

- ①利用者の身体的理由により 1 名のサービス提供者による従業者による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他障害者等の状況から判断して、二人介護が認められる事由が存在し、これを市が認める場合

9.2 最低利用時間

移動介護は最低 20 分以上です。なお、通学通所については、最低利用時間はありません。

10 利用者負担額

利用者負担額については、以下のとおりです。サービス費用の1割を負担する場合でも、一月あたり最大でも3万7200円が上限額となり、それ以上の負担はありません。なお、複数サービスを利用している場合は、サービス毎に利用者負担額が設定されます。

世帯の収入状況		負担上限月額	世帯の範囲
生活保護世帯		0円	本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税非課税世帯		0円	本人とその配偶者 ※本人が18歳未満の場合は、本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税課税世帯 (支給決定者が障害児の保護者で、市民税所得割額28万円未満のもの)	入所施設利用の場合	9,300円	
	上記以外	4,600円	
市民税課税世帯 (市民税所得割額16万円未満のもので、入所施設利用者(20歳以上)及びグループホーム利用者を除く)		9,300円	
市民税課税世帯(上記以外)		37,200円	

11 サービス提供記録の作成・保存等

事業所は利用者にサービス提供を行った際は、サービス提供した日、内容、その他必要事項を詳細に記録し、サービス提供が完結した日から5年間保存してください。また、事業所は利用者より利用者負担額の支払いを受けた際は、必ず領収書を利用者に交付してください。

12 Q&A

12.1 移動支援とはどのようなサービスですか。

屋外での移動が困難な障害児者が社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出及び通学通所の支援を行うものです。
利用方法によって「移動介護」と「通学通所」に分かれます。

12.2 どのような方法で利用ができますか。

基本は徒歩又は公共交通機関による移動の支援を行います。車両送迎については、福祉有償運送または一般乗用旅客自動車運送事業に登録している場合などで可能です。なお、車両送迎については、[4 移動方法](#)をご参照ください。

12.3 通学通所支援の対象となる外出の種類に規定されている「特別支援学校への通学(登校及び下校)」、「特別支援学級への通学」に準ずる通学とはどのような事例がありますか。

盲学校が挙げられます。盲学校は視覚に障害がある方が通うので、移動支援の基本的な要件を満たし、通学という枠にも含まれます。

12.4 移動支援の対象とならないものの一つとして「社会通念上公費で賄うことが適当ではないと認められるもの」がありますが、例えばどのようなものが認められませんか。

例えば以下のようなものは認められません。

- ・政治活動
- ・選挙運動（投票や外交演説を聴衆する等は除く）
- ・ギャンブル
- ・風俗
- ・宗教活動（布教活動等） 等

12.5 移動支援利用中に受けられる支援はありますか。

[6 移動支援のサービスの付随業務](#)を参照してください。

12.6 利用できる時間は何時間ですか。

1年（4月～翌年3月まで）に利用できる時間数は最大300時間です。
通学通所支援を利用している方は、移動介護も利用することができますが、年間合計時間は300時間となります。利用時間の管理は利用者自身で行ってください。支給量を超えた場合は自費となりますので、ご注意ください。

12.7 長期の利用とはどのくらいの期間を指しますか。

同一理由又は同一目的の外出であって、4ヶ月以上継続して行われるものとして
います。

12.8 利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限がかかりますか。また、障害福祉サービスの重度訪問介護・同行援護・行動援護(以下「障害福祉サービス」という)や介護保険制度との関係性はどのようなになりますか。

以下の場合については、「障害者等移動支援事業」と他のサービスとの間で利用
に関する制限（優先順位）が存在します。

(1) 「障害者等移動支援事業」と障害福祉サービスの関係

原則障害福祉サービスの利用が優先となります。ただし、次の①～③の場合
は、移動支援の支給決定が可能となります。

- ①不定期な通院（突発的なもの）である
- ②障害福祉サービス事業所が見つからず、利用が本事業のみに限られる
- ③通学や通所のために利用する

(2) 「障害者等移動支援事業」と「介護保険制度」の関係

「介護保険制度」で本事業と同様の支援が見込める支援があることから、原
則「介護保険制度」の利用が優先となります。ただし、ケアマネージャー等
からの聞き取りにより、「介護保険制度」では適用できない理由があれば、
本事業の利用を認める場合もあります。

12.9 事業所→病院(定期)→自宅、という利用は認められますか。

認められません。長期にわたり継続的に行われる外出(通学通所支援の対象とな
る外出を除く)については、本事業の対象外としています。

このような利用をご希望される場合は【障害福祉サービス】の「居宅介護（通院
等介助）」もしくは「同行援護」による利用を行ってください。なお、介護保険
利用者については、介護保険制度をご利用ください。

12.10 事業所→病院(緊急)→自宅、という利用は認められますか。

この場合は突発的な利用として認めています。なお、介護保険利用者については、
介護保険制度をご利用ください。

12.11 移動支援で一時的な通学通所支援(通学通所の一時利用)の利用が認められているが、一時利用とはどれくらいの期間ですか。

移動支援で一時的な利用を行う場合は、3か月間のみ利用を認めています。なお、

保護者の急病等により、3か月を超える場合は市にご相談ください。

12.12 病院内での利用は認められますか。

病院内における介助は、原則病院従事者が行うものなので、認められません。ただし、病院従事者が介助を行えない場合は、この限りではありません。

12.13 障害福祉サービスの支給量を使い切ってしまった場合は利用できますか。

原則は可能です。ただし、利用者が受給する障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）の支給決定量が「船橋市障害福祉サービス支給決定基準」で定める支給量の上限に達しておらず、支給量を増やすことができる場合はそちらを優先してください。

12.14 習い事・稽古先への送迎利用はできますか。

移動介護で週一回程度の利用であれば認めます。本来であれば通年かつ長期の利用に該当しますが、社会参加の一環であることを考慮し、認めるものといたします。ただし、習い事・稽古先への送迎は保護者が行うことが基本となるため、実際の利用については市に相談を行ってからにしてください。

12.15 通学通所支援の支給決定がない利用者が、例えば通所施設の帰りにスーパーに寄るなどの余暇活動をしてから自宅に帰りたいとの希望があった場合は利用できますか。

利用することができます。ただし、自宅以外の場所を支援の始点または終点とする場合は、利用者と事業所との間で良く調整を行ってください。

12.16 日中一時支援事業所から外に出て移動支援の余暇活動を利用し、もう一度日中一時支援事業所に戻ってもいいですか。

日中一時支援事業所から外に出て移動支援を行うことは「余暇活動」としての支援となり、実績は「余暇活動」となります。利用につきましては利用者と日中一時支援事業所と調整のうえ、日中一時支援の時間と被らないようにしてください。

12.17 通学通所支援を受給するための条件はありますか。

[2.2 通学・通所](#)をご参照ください。

12.18 学校内での移動や修学旅行または通級指導教室に通うための利用はできますか。

できません。教育部門での対応が行われるべきとの観点から、本事業での支援の

対象外となります。

12.19 保育園・幼稚園への送迎利用はできますか。

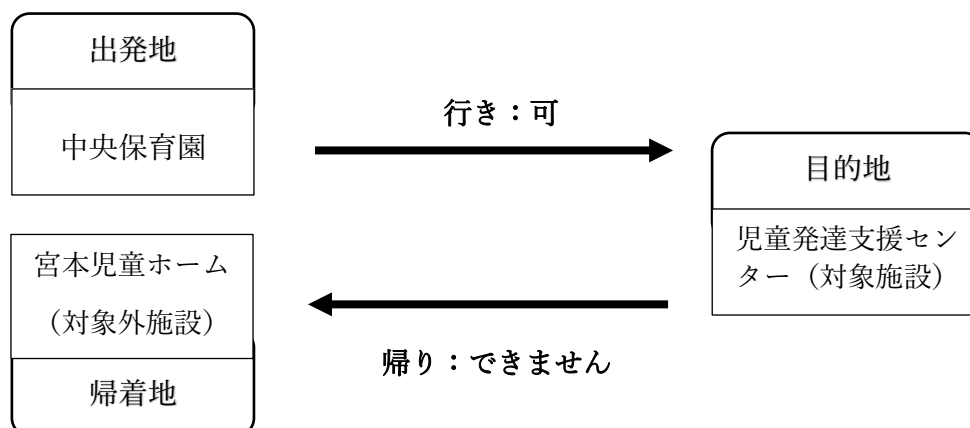
保育園・幼稚園への送迎には利用できません。これは保育園・幼稚園の送迎が誰もが保護者の送迎を基本としているためです。

12.20 保育園などの通学通所の対象外である施設から、児童発達支援センターなどの通学通所の対象施設に往復で利用する場合、通学通所の支援は受けられますか。

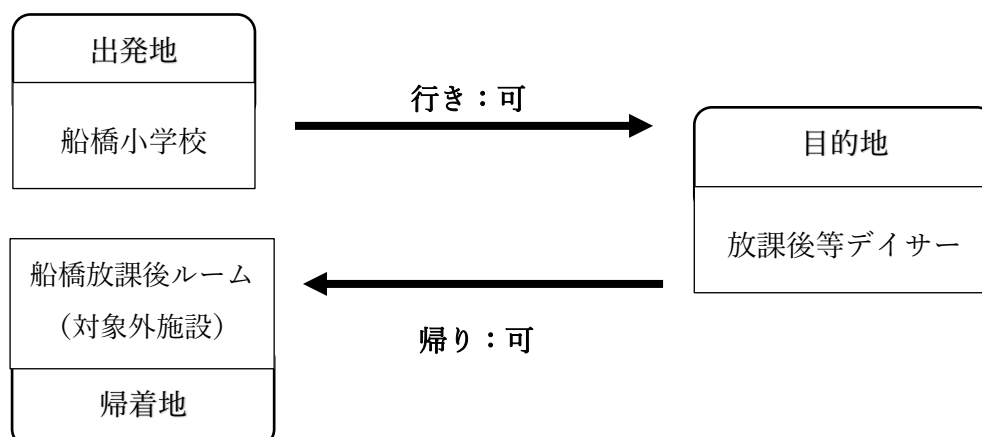
ケース① 出発地と帰着地が同一の場合



ケース② 出発地と帰着地が異なる場合



ケース③ 出発地と帰着地が異なるが同一敷地内にある場合



【注意事項】

※1 ここでの往復とは、出発地と帰着地が同じ敷地内にあり、1カ所の目的地に行き、戻ることを同日に行うことです。ただし、各小学校・放課後ルーム・放課後子供教室は同じ敷地内にある施設としてみなします。

例：小室小学校、小室放課後ルーム、小室放課後子供教室は同一敷地内の施設とみなします

※2 目的地でのヘルパー待機時間は事業対象外となるため、費用は自費になります。

12.21 車両による移動支援を行えますか。

[4移動方法](#)をご参照ください。

12.22 ヘルパーが自ら運転する車両で支援する場合、運転中の時間は算定できますか。

ヘルパーの運転中は支援を行っていないため算定できません。

ただし、乗車前及び降車後に移動支援を行った場合は、その時間のみ算定できます。

例：11：00～14：00の3時間のうちヘルパーが運転する車での移動が30分あった。⇒移動支援としてのサービスは2時間30分となります。

なお、車両送迎の認可を何かしらで受けていることが前提になります。

12.23 家族、友人、ボランティア等の車にヘルパーが同乗して支援を行うことはできますか。

支援をすることはできます。ただし、同乗する場合には、事故等の対応について事前に利用者と友人、ボランティア等で話し合いを行ってください。

12.24 国内旅行や国内研修は移動支援の対象となりますか。

外泊先において移動の援護等を必要とする場合であって、外出時における移動中の介護等として利用する場合は可能です。ただし、ホテル等の宿泊先の屋内での支援は対象外となります。

なお、この場合、ヘルパーの食事代・ホテル代・交通運賃等の移動時における支援以外のものについてはサービスの対象外ですので、対象外のものについては、利用者の方の自己負担となります。

また、公共交通機関等で移動している最中の水分補給や体位保持、食事などの時間はサービスの対象となりますが、それ以外の時間については、サービスの対象

外となります。

※ご利用する場合は、必ず事前に船橋市障害福祉課へご相談ください。

※研修については、就労支援がありますので、まずはそちらをご相談ください。

※重度訪問介護、行動援護及び同行援護の利用者はそちらが優先になりますので、まずはそちらをご検討ください。

12.25 海外旅行や海外研修は移動支援の対象となりますか。

海外旅行や海外研修が1年未満の場合であって、外泊先において移動の援護等を必要とする場合であって、外出時における移動中の介護等として利用する場合は可能です。これは、海外渡航の期間が転出届の提出が不要である1年未満であれば不要であることから、当該期間と定めています。ただし、ホテル等の宿泊先の部屋内での支援は対象外となります。

海外旅行及び海外研修も国内旅行及び国内研修の移動支援と同様ヘルパーの食事代・ホテル代・交通運賃等の移動時における支援以外のものについてはサービスの対象外ですので、対象外のものについては、利用者の方の自己負担となります。また、公共交通機関等で移動している最中の水分補給や体位保持、食事などの時間はサービスの対象となりますが、それ以外の時間については、サービスの対象外となります。

※ご利用する場合は、必ず事前に船橋市障害福祉課へご相談ください。

※研修については、就労支援がありますので、まずはそちらをご相談ください。

※重度訪問介護、行動援護及び同行援護の利用者はそちらが優先になりますので、まずはそちらをご検討ください。

12.26 余暇活動としてプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

プール内での支援は当該プールを運営している企業等が支援先となりますので、基本は対象外です。しかしながら、当該企業等で支援が難しい場合は、障害福祉課にご相談ください。なお、利用者が遊泳している最中にヘルパーが見守り活動をしている場合などは対象外となります。

12.27 犬(ペット)の散歩は移動支援に含まれますか。

利用者本人が犬(ペット)の散歩のために外出をする場合で、ヘルパーが付き添う必要がある場合は移動支援として認められますが、ヘルパーが利用者の犬をつれて散歩し、利用者も同伴する場合は、認められません。

12.28 日中一時支援の送迎車両に、移動支援のヘルパーを同乗させた場合、移動支援として利用できますか。

利用者を支援するヘルパーが同乗した場合で行き先が自宅であり、且つ、利用者が通学通所の支給決定者であれば利用は可能です。

ただし日中一時支援の送迎加算との同時算定はできないため、利用にあたっては日中一時支援事業所とも調整を行ってください。なお、車両送迎の認可を何かしらで受けていることが前提になります。

12.29 移動支援の通所を利用していたが、300時間を超えそうなので、年度途中から送迎加算に切り替えて請求することは可能ですか。(当初送迎加算で請求していたが、年度途中で移動支援に切り替える場合も含む)

移動支援と日中一時支援事業を同一法人（同一の代表者を含む）または同一事業所で起こっている場合は、できません。これは移動支援の利用時間である300時間を超えて認めることにつながるからです。

年度当初より、利用者ごとに通所する場合は、移動支援の通所なのか、送迎加算なのかを決定してください。

一方で、移動支援と日中一時支援事業が全くの別の法人、事業所の場合、状況によって判断いたしますので、障害福祉課にご相談ください。

13 事業費の返還について

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則、船橋市地域生活支援サービス事業実施要綱、船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則および本ガイドラインにそぐわない支援内容や不正行為があった場合などは事業費の返還対象となりますので、疑問点が発生した場合は必ず問合せをお願いします。

（請求先・問合せ先）

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課 認定審査係

（TEL）047-436-2346

（FAX）047-436-3602